

○介護保険料の納付方法は受給している年金の額によって次の2通りに分かります。

- (1) 年金額が年額18万円以上の方……年金からの天引き（特別徴収）  
保険料の年額を年金の支払い月に年6回に分けて天引きします。（65歳到達、転出入、所得更正該当の方は一時的に普通徴収）10月からの天引き通知は8月に送付予定です。
- (2) 年金額が年額18万円未満の方……納付書で納付（普通徴収）  
保険料の年額を6回に分けて納めます。町からの納付書で金融機関等の窓口で納めてください。納付書は7月に送付予定です。

○特別な事情がないのに保険料を納めないでいると、介護サービスを利用するときに次のような措置がとられます。

- (1) 滞納から一年以上経過すると……利用者が費用の全額を一時自己負担することになります。
- (2) 滞納から一年六か月以上経過すると……利用者が費用の全額を負担し、保険給付が一時的に差し止めとなったり、滞納していた保険料と相殺されたりすることになります。
- (3) 滞納から一年以上経過すると……利用者負担が一割から三割に引き上げられます

【問い合わせ】 健康福祉課高齢福祉係 ☎0287-92-1119

## 地域密着型特別養護老人ホーム 施設整備法人を募集します

- 1 事業内容** 高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画に基づき、地域密着型特別養護老人ホーム施設整備法人を募集します。  
施設整備を予定している事業所（法人）の方は、次により那珂川町健康福祉課まで提出してください。
- 2 整備施設** ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム  
【地域密着型介護老人福祉施設】  
（定員：29名）
- 3 整備圏域** 町内全ての日常生活圏域
- 4 募集要項等** 町ホームページ参照  
(<http://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp/>)
- 5 説明会**  
日時 6月18日（月）午後1時30分  
場所 小川総合福祉センター・小会議室
- 6 募集期間** 6月29日（金）～8月17日（金）
- 7 プレゼンテーション等**  
平成24年8月下旬予定  
(応募者に後日連絡します。)
- 8 事業者の決定等** 平成24年9月上旬予定
- 9 問い合わせ** 那須郡那珂川町馬頭409  
那珂川町健康福祉課高齢福祉係  
☎0287-92-1119  
FAX0287-92-1164

## ながわフィットネス倶楽部 会員募集のお知らせ

「ながわフィットネス倶楽部」では、毎回運動を行うことはもちろん、各コースの始めと終わりに体力・体脂肪・筋力測定などで運動の効果を測り、食事分析を行って自分の食生活を振り返るなど、内容は盛りだくさんです。一人で運動や食事の習慣を変えることは難しいですが、みなさんと一緒に生涯健康を目指しましょう！

**対象者** 町内在住でおおむね40歳以上の方  
**場所** 町健康管理センター  
**定員** 各コース20名程度  
**申込期限** 7月13日（金）

### ○ヘルスアップ・7月コース

運動を始めるきっかけを作りたい方へおすすめです。身近に始められる運動の紹介や、継続して運動を続けるポイントなども教えます。7月スタートと11月スタートの2コース開催します。（11月コースは9月頃募集します）  
時間…午後1時30分から3時  
・7月26日（木）  
・8月2日（木）、9日（木）、30日（木）  
・9月11日（火）、25日（火）  
・10月5日（金）、15日（月）、25日（木）

### ○パワーアップコース

体脂肪・体重などを効果的に減らしたいと思っている方へおすすめです。集中的に体脂肪を燃やしたり、筋力アップに役立つ運動の紹介と実践を行います。  
時間…午後7時から8時30分  
・8月7日（火）、21日（火）、28日（火）  
・9月4日（火）、11日（火）、18日（火）、25日（火）  
・10月2日（火）、16日（火）、23日（火）  
・11月6日（火）、13日（火）、20日（火）、27日（火）  
・12月4日（火）、11日（火）

申し込み・問い合わせ  
健康管理センター ☎0287-92-1188

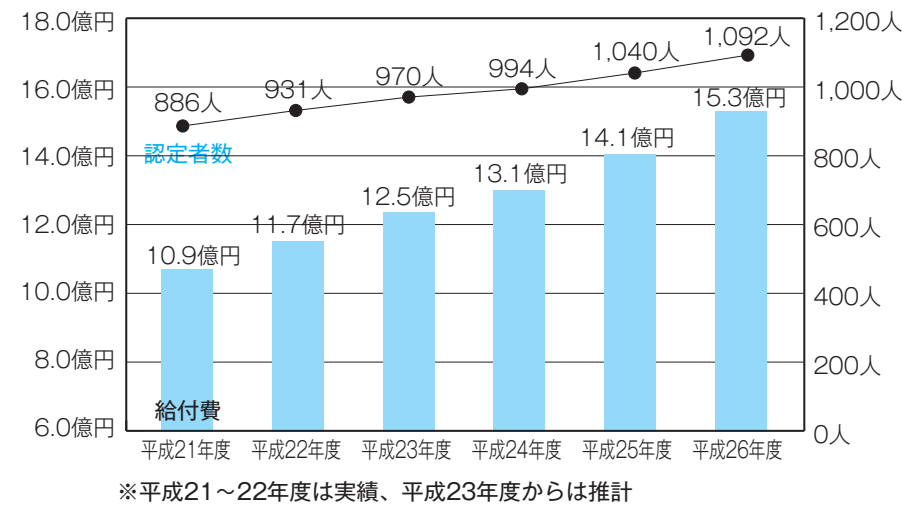
## 平成24年度～平成26年度の介護保険料が決まりました

65歳以上の方の介護保険料は、3年ごとに見直される那珂川町介護保険事業計画に基づき、介護サービスにかかる費用などから基準額を算出し、所得に応じて設定されます。

介護保険料は、介護サービス利用量が増えると上がる仕組みとなっており、今回の改正では全国的に利用者増が見込まれ、大幅な保険料の上昇がみられます。

当町においても、県や町の基金取り崩し等で極力保険料を抑えつつ、下記の介護保険料を決定しました。いざ介護が必要となったとき、安心して生活できるよう保険料は必ず納めましょう。

### ◎那珂川町の認定者数と給付費の推移



### ◎県内介護保険料基準月額状況

1	佐野市	5,000円
2	大田原市	4,990円
3	那須烏山市	4,917円
〃（県平均 4,409円）		
24	宇都宮市	4,058円
25	那須町	4,050円
25	那珂川町	4,050円

〔全国平均〕4,972円  
〔栃木県平均〕4,409円  
〔那珂川町〕4,050円

※県内では最も低い保険料となっておりますが、その要因の一つとしては元気な高齢者の方が多いことがあげられます。

### ◎所得段階別介護保険料表

所得段階	対象者	割合	保険料
第1段階	生活保護受給の方	0.50	年 24,300円 月 2,025円
第2段階	町民税世帯非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	0.50	年 24,300円 月 2,025円
第3段階（軽減）	町民税世帯非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円以下の方	0.70	年 34,100円 月 2,841円
第3段階	町民税世帯非課税で第2段階・上記第3段階を除く方	0.75	年 36,500円 月 3,041円
第4段階（軽減）	町民税世帯課税、本人非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	0.90	年 43,800円 月 3,650円
第4段階（基準月額）	町民税世帯課税、本人非課税で上記を除く方	1.00	年 48,600円 月 4,050円
第5段階	町民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.25	年 60,800円 月 5,066円
第6段階	町民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.35	年 65,700円 月 5,475円
第7段階	町民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.60	年 77,800円 月 6,483円
第8段階	町民税課税者で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	1.70	年 82,700円 月 6,891円
第9段階	町民税課税者で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	1.90	年 92,400円 月 7,700円